

## 介護支援ボランティア事業概要について（案）

### 【事業概要】

要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者(介護保険第1号被保険者)が、介護支援ボランティア活動を通じて地域の社会参加活動に貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の介護予防を推進することを目的としています。

介護支援ボランティア活動ができる場所は、あらかじめ登録された介護保険施設等となり、この活動に応じて、評価ポイントを付与し、集めたポイントを物品等に交換することができる制度です。

### 【ボランティアの登録等】

介護支援ボランティア活動を希望する方は、登録研修会の受講が必要です。

登録研修会を受講していただいた後、介護支援ボランティア員として登録され、ボランティア手帳が交付されます。

登録研修会では、事業概要や介護支援ボランティア活動を行う上での注意点、受入機関等の紹介等を行います。

### 【介護支援ボランティア活動の内容】

- (1)レクリエーション等の指導、参加支援
- (2)施設の催事に関する手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等)
- (3)散歩、外出、屋内移動の補助
- (4)話し相手、傾聴
- (5)お茶出し、食堂内での配膳、下膳等の補助
- (6)施設職員とともにを行う軽微かつ補助的な作業(清掃、洗濯物の整理等)
- (7)地域包括支援センターが実施する介護予防等における活動支援
- (8)その他、市長が必要と認める活動

### 【受入機関】

- (1) 市内の介護保険法の適用を受ける施設及び老人福祉法の規定に基づく老人福祉施設
- (2) 市内の介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (3) その他市長が必要と認める機関

### 【ポイントの付与】

スタンプは毎年10月から翌年9月までの1年間を付与期間とし、概ね1時間に1個、1日において、同一場所で2時間以上、又は2か所以上の場所で行った場合は、1日につき2個を限度としスタンプ手帳に押印します。

スタンプ1回の押印につき、1ポイントとします。

### 【ポイントの交換】

ポイントの交換は毎年10月から11月までとし、交換品は12月中に交付します。

交換品は1ポイントにつき100円、または相当額の物品とします。

1年間で交換できるのは1回限りで、10ポイント以上で50ポイントを上限とします。

【ポイントの交換品】

- (1) 地場産品
- (2) QUOカード
- (3) 現金

【ポイントの繰越】

ポイントの繰越は、50ポイントを上限とし、2年間繰り越せるものとします。

【事業の効果】

- ・ボランティア活動をすることにより、身体的に介護予防の促進につながる。
- ・介護現場で入所者等に接することで、介護への関心が高まる。
- ・ボランティア活動の充実により、介護を必要としない元気な高齢者の増加が見込まれるため、介護給付費の抑制につながる。
- ・高齢者の互助・共助の意識を促進。
- ・介護保険施設等の受入機関と地域の交流を促進。

介護支援ボランティア制度のスキーム

